

「経済循環型ゼロカーボン 亀岡」の達成に
向けた民間提案制度募集要領

令和5年9月

亀岡市環境先進都市推進部環境政策課

1. 目的

亀岡市（以下「本市」という。）では、「かめおか脱炭素宣言」に基づく2050年カーボンニュートラルの達成に向け、令和5年2月には「かめおか脱炭素未来プラン～亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

今回、本計画が掲げる将来像である「経済循環型ゼロカーボン亀岡」を実現するため、先進的な知見や技術を有する民間事業者等からの事業提案を募集します。

2. 募集内容

本市の地域特性等を踏まえたカーボンニュートラル実現に資する事業

- (1) 亀岡市地球温暖化対策実行計画に資する事業であること。
[亀岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）はこちらから](#)
[亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）はこちらから](#)
- (2) 本市内から排出される温室効果ガスの削減が確実に図られること。
- (3) 地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に資する事業であること。
- (4) 電力事業にあたっては、亀岡ふるさとエナジー(株)と連携する事業であること。
- (5) 公共施設での電力事業にあたっては、PPAモデル（FIT/FIPは不可）の事業手法を基本とするが、PPP/PFI方式等の幅広い事業手法により経済的効果が見込まれる事業であること。
- (6) 法令により、市がすべき事業とされていないこと。
- (7) 本市に新たな費用負担が発生しないこと。
※新たな費用負担が発生しないとは、予算の組み換えや高補助率の財源確保等を想定していますが、長期での事業実施により費用対効果が見込まれる提案についてはこの限りではない。
※事業の実施にあたって、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業）や他の国の補助事業等を活用する想定のある事業であれば、それらの補助金名や交付金名等を明記することとする。
- (8) 想定している提案例
生ごみやし尿の生活系バイオマスを活用した消化ガス発電事業
下水道汚泥のバイオ熱利用事業
間伐材等の森林系バイオマスを活用した発電事業
ため池や農地等の地域資源を活用した太陽光発電事業
- (9) 以下のいずれかに該当する提案は対象外とします。
ア 公序良俗に反する提案
イ 政治活動又は宗教活動を目的とするなど、行政の中立性を損なうおそれがある提案
ウ その他市長が適当でないと認めた提案

3. 募集対象

次に掲げる要件をすべて満たす民間企業、NPO法人等の法人とし、個人は除きます。

- (1) 自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有していること。
- (2) 申込時点で本市の指名停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) グループでの応募
 - 複数の企業等によるグループでの応募も可能とし、次の事項に留意すること。
 - ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人を定めること。この場合において、他の法人は、当該グループの構成団体として扱うこと。
 - イ 単独で応募した法人は、グループの構成団体となることができない。
 - ウ 同時に複数のグループの構成団体になることはできない。
 - エ グループの構成団体すべてが応募資格を満たす法人であること。

4. 応募方法

- (1) 質問の受付及び回答
 - ア 受付期間 令和5年9月20日（水）正午まで
 - イ 受付方法 質問書（様式1）に記入の上、「11. 事務局」まで電子メール又はFAXで提出することとし、提出後に電話で到着の確認をしてください。
 - ウ 回答日及び回答方法 令和5年9月22日（金）午後5時までに個別に回答します。
- (2) 提案書の提出
 - ア 提出書類 提案書（様式2）、提案概要書（任意様式）、提案団体調書（様式3）、誓約書（様式4）に必要事項を記載し、必要に応じ関連資料をあわせて提出してください。
 - イ 受付期間 令和5年9月27日（水）正午まで

- ウ 受付方法 「11. 事務局」まで電子メールで提出することとし、提出後に電話で到着の確認をしてください。

5. 審査

提案事業の採否については、本市が設置する審査会において、「11. 審査項目」に基づいた書面審査及びプレゼンテーション審査を実施します。（非公開とします。）

なお、提案者が少数である場合は書面審査を省略し、プレゼンテーション審査においてあわせて実施します。

- ア 日時 電子メールにて別途通知します。
- イ 場所 亀岡市役所
- ウ 出席者 3名以内とします。
- エ 時間 50分以内（準備5分、説明20分、質疑応答20分、片づけ5分）
- オ 内容 提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めません。
- カ 審査基準 審査の観点は以下の項目を基本とします。

審査の観点	内容
効果性	脱炭素化に資する事業であり、温室効果ガスの削減が確実に見込めるかどうか
経済性	採算性や費用対効果はどうか
実現性	事業計画に具体性や安定性があり、資金計画やリスク対応策等が示されているか
将来性	地域社会に資する持続可能な事業かどうか
独自性	民間ならではのノウハウが活かされた独自性のある提案かどうか
亀岡市との親和性	地域特性や課題を踏まえた提案かどうか

6. 結果公表

審査結果は、次のとおり決定し、提案者に通知するとともに、採用となり事業化を進めるものについては、事業名称等を市ホームページ等で公表します。

なお、この時点では契約を決定するものではありません。

- ①採用：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ②不採用：事業化に適さないと判断した場合
- ③継続協議：事業化の可能性はあるものの、課題等の整理が必要である場合

7. 事業化に向けた協議

事業化を進めることとなった提案について、事業化に向けて協議、調整を行います。協議は提案書の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は事業化されません。

なお、協議に要する経費（簡易FS調査を含む）は、すべて提案者の負担とします。

また、事業化する場合には提案した事業者のノウハウやアイデア等知的財産を保護するなどの観点から、協定を締結した上で協議を行った後、事業実施に伴う随意契約等を締結し、事業化を図ります。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和5年9月 1日（金）	募集要領の公表
令和5年9月20日（水）	質問締切
令和5年9月27日（水）	提案書類の提出期限
令和5年10月中旬	プレゼンテーション審査
令和5年10月下旬	審査結果の通知・公表
令和5年11月上旬	協定締結

9. 情報公開

本提案に係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき公開することがあります。

10. 留意事項

- (1) 費用負担
提案に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提案の辞退
提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届出書（様式5）を提出すること。
- (3) 提出書類等の取り扱い
提出書類等の著作権は提案者に帰属しますが、返却はしません。提案者は、審査に必要な範囲における複製、事業名称や概略等の公表には同意することとします。なお、提案者の独自の技術や知識等が含まれている内容については、公表の対象としません。
- (4) 提案の失格
提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ア 本要領に定める手続きを遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 知的財産権等
提案内容に提案者又は第三者の知的財産権が含まれる場合は、明示してください。また、提案者は、提案内容が第三者の知的財産権を侵害しないものであることの責任を負います。第三者の知的財産権を侵害していた場合、本市は一切の責任を負いません。
- (6) その他
不測の事態があった場合、本提案の執行をやむを得ず中止することがあります。

11. 事務局

〒621-8501
京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市環境先進都市推進部環境政策課

電話番号：0771-25-5023（直通）
FAX番号：0771-22-3809
電子メール：kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp